

# 特定非営利活動法人 霞ヶ浦アカデミー設立総会議事録

開催日時：平成 19 年 10 月 14 日 14:00~16:00

開催場所：霞ヶ浦ふれあいランド水の科学館 水の交流館たまつくり  
茨城県行方市玉造甲 1234

出席者数 16 名

出席者の氏名（計 16 名）

当日出席者氏名（10 名）

荒井一美、尾崎遼平、菊地章雄、木村陽一、瀬川正明、野口淳夫、浜田篤信、  
原田泰、宮内徳次、野内孝則

表決委任者氏名（6 名）

佐々木克典、鈴木健二、外岡健夫（浜田篤信へ委任）  
岩波嶺雄、高野整一郎、塚越松江（荒井一美への委任）

## 1 開会の辞

荒井：みなさまお忙しいなかを霞ヶ浦アカデミー設立総会にご参加いただきありがとうございます。ただ今から設立総会を開催致します。わたくし荒井一美ですが、当初から霞ヶ浦アカデミーの活動に参加してまいりまして、今回の設立準備にも係ってまいりました。そのような関係で司会進行を努めさせていただきます。

## 2 定数確認

定数の確認ですが会場に足を運んでいただいた方が 10 名でございます。また、参加の意思を本日出席された方に委任された方が 6 名ございますので、これを加えて出席者数は 16 であります。

## 3 経過報告

霞ヶ浦生き物アカデミーは、石岡ロータリークラブ主催で 2000 年から 2002 年の 3 年間にわたって開催された「ふるさと生き物アカデミー」を、玉造ロータリークラブが引き継ぎ霞ヶ浦アカデミーと改称して現在まで継続してきた活動です。また、活動の考え方や内容については、霞ヶ浦再生を地域のなりわいという視点から考えようというイベントを 1999 年から玉造ロータリークラブおよび「霞ヶ浦水産フェスタ実行委員会」の共催で 5 年間にわたって実施した内容が母体となっております。石岡ロータリーの「ふるさと生き物アカデミー」を引き継いでからの「霞ヶ浦アカデミー」の活動は、一つは青少年を対象とした観察会「霞ヶ浦生き物アカデミー」、もう一つは市民団体のリーダーや小中学校の先生

を対象とした「環境教育指導者養成講座」を中心に据えて進めてまいりました。現在の活動は、組織的にも、財源的にも限定されています。この二つの事業を充実させ、さらに霞ヶ浦や環境に関する情報の収集発信、水産フェスタ等の地域活性化をねらった事業を展開するためにはNPO法人化が必要だということになりまして、今年の6月からNPO法人化の検討を霞ヶ浦アカデミー運営委員会の中で取り上げ検討してまいりました。7月には行政書士の串田さんを講師にNPO法人に関する勉強会を開催しております。その後、設立のために定款の原案作り等をすすめ9月22日に設立趣意書および定款原案、10月7日にさらに再度検討して原案を決定、10月12日に茨城県生活文化課県民運動推進室嘱託鈴木功さんにNPO法人の立ち上げおよび運営についてアドバイスを戴いて原案を作成し本日の設立総会に至った次第です。

#### 4 議長選任

議長の選任ですが、今回の準備に最初からかかわってこられた瀬川さんをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

それでは、瀬川さんよろしく願いいたします。

#### 審議事項

瀬川：ご指名でありますので、議事の進行をさせていただきます。ご協力よろしく願い致します。

(1) まず、議事録作成人と署名人を決めたいと思いますが、どなたをお願いいたしますようか。

会場：議事録作成は、浜田さんに、署名人は宮内さんと木村さんをお願いできませんか。

議長：それでは議事録署名人を宮内さん、木村さんに、作成を浜田さんをお願いします。

(2) 特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー設立に関する件

議長：それでは議題2の審議を行ないます。設立の趣旨および経緯についての説明を、木村さんでしょうか、よろしく願い致します。

木村：NPO法人設立趣意書案となった資料がございます。環境問題を対象とするということなので広く地球規模の問題にも関係するわけではありますが、これまで霞ヶ浦アカデミーとして霞ヶ浦の問題に限って活動してきたという経緯もあるので、主な活動の内容となると霞ヶ浦北浦が中心となります。

趣意書案では、まず設立に関する社会的背景、活動の現状、現状・問題についてのべ、それらに対してどのように対処、解決し、望ましい方向を目指すのかという基本的姿勢について述べました。また、今まで任意の団体として活動を行ってきたわけですが、NPO法人

にしたい理由を次に述べました。そして活動の具体的内容であります、詳細には事業計画になりますが、ここでは活動内容の概要を紹介しました。間違いや思い込みもあると思いますのでみなさんでご検討いただき完成させたいと思います。原案を読んでもみます。

(以下設立趣意書案を朗読)

以上であります、これまでは霞ヶ浦ふれあいランドを拠点として活動をつづけてきたわけであります。したがって、霞ヶ浦ふれあいランド、あるいはその運営団体である玉造開発公社との協力関係を大切にすることが留意点であろうと思います。また、平成11年から5カ年にわたって2月におこなった霞ヶ浦の漁業、魚食、文化、環境を一週間にわたって紹介する「霞ヶ浦水産フェスタ」の復活が課題になると思います。内容は、講演会とか、霞ヶ浦の魚の水槽展示とか、漁業では漁具の展示紹介、川魚料理とくにコイですが、その料理の隠し技の紹介、料理試作・試食、料理コンテストを行なっております。霞ヶ浦で活動が霞ヶ浦再生や水質浄化活動が低迷している背景には漁業の衰退ということがあると思います。そうしたことがあるので漁業に関係する事業を充実させております。たとえば古典的漁法、伝統漁法をおこなっていた漁師さんの話を聞いたり、琵琶湖の漁師さんたちを招待して地元の漁業者との間で討論を行なったりしております。そうした内容で継続していたわけですが、4年前のコイヘルペス・ウィルス病によるコイ養殖業の中断で、イベントの方も一時中断することになったわけです。このイベントは実行委員会形式をとって今回のこのNPOの立ち上げにもその中の数名がかかわっております。霞ヶ浦ふれあいランドの職員の協力も大きかったわけですが、過去の霞ヶ浦アカデミーの事業の最大のイベントでもあったので事業として取り入れてみたいと思います。大きな視点では地球温暖化、地下水問題があります。20世紀は石油で戦争が起こったが、21世紀はともいわれているので、こうした地球規模の問題を霞ヶ浦を通して考える活動も重要と考えられます。

以上のような理由で、趣意書案を提案するわけであります。

議長：いま、木村さんから設立趣意書案の説明がありました、ご賛同いただけますか。

(拍手多数)

ありがとうございます。それでは承認されました。

### (3) 定款に関する件

それでは、三番目の議題、定款に関する件であります、荒井さんに説明をしていただきます。

荒井：それではご説明いたします。

(別紙定款案にそって説明)

議長：ただ今の定款の説明に対しての質疑をお願い致します。

原田：附則の5番の事業年度ですが設立の日から平成21年3月31日でよろしいですか。

荒井：そうです。設立の日から約1年半が初年度となります。

議長：附則第59条の5ですが「設立の日から平成21年3月31日」となります。

その他、如何でしょうか。

荒井：附則の2ですが、ここに〇〇とあるのは、設立総会后に承認された方に入れ替わります。設立当初の役員です。

議長：以上でよろしいでしょうか。では、ご承認いただけますか。

(拍手 多数)

議長：では、この件については承認されました。

#### (4) 寄付財産に関する件

次は議案4、寄付財産に関する件について 浜田さんでよろしいでしょうか、説明をお願いします。

浜田：寄付財産ですが、現在の手持ちはございません。

議長：現在の手持ちがないということなので、ゼロからの出発となります。寄付財産はないということよろしいでしょうか。

(拍手)

議長：それでは、手持ちの財産はないということでご承認いただきました。

#### (5) 事業計画及び収支予算に関する件

では、引き続き第5議案の事業計画および収支予算案について浜田さん説明願います。

浜田：事業計画についてですが、事業計画書案にそって説明します。

(初年度・2年度事業計画案にそって説明)

基本的な方針としては、これまでやってきた環境教育、霞ヶ浦生き物アカデミーの理念が柱となります。すなわち、わたしたちが取り上げる環境教育とは、問題解決の手法を学ぶことであって、しかも霞ヶ浦や地域で起こっている現実の問題を解決するという姿勢を基本に据えて活動していく。ここが従来活動との違いです。

まず、非営利活動に関するものとしては、これまで続けてきた事業が中心となります。「霞ヶ浦生き物アカデミー」、それから「環境教育指導者養成講座」は、いままでどおりです。夏休み自然体験講座は、従来も毎週土曜にやっていましたが、これを週4回程度にするなどして充実させます。それから講演会等は従来もやってきましたが、さらに充実させながら続けていく。調査研究については、新しくは霞ヶ浦の歴史等の社会科学的な研究と従来魚類・水質等の自然科的調査研究の二分野を考えております。

それから6本目の柱として水産フェスタ再開準備事業、これは1年間十分に計画をねって準備をすすめる必要があります。そして7番目として広報事業があります。

「その他の事業」につきましては、初年度はなしということです。

次に2年目ですが、事業項目は初年度と同じですが、プレ水産フェスタを実施するところが初年度と違います。これは従来どおり年1回開催しますが、従来と違うのはそのために1年間調査研究をし、その成果に基づいて開催する計画です。

「その他の事業」ですが、2年目からは調査研究受託を計画しました。その内容ですがAOD研究を考えています。これは水中に含有される生物に対する毒性を測定する技術でわたしたちに固有の技術ですので受注が可能だろうと思います。

予算ですが、初年度は各事業とも10～15万円程度ですが、2年度はその倍程度を計上しました。その理由ですが、会員を拡大し、また、その他の事業も活発にして収入を増やす計画です。初年度の収入ですが120万円です。正会員200名、賛助会員40名と見積もりました。事業収入は、各講習参加費65万円、収入費合計185万円です。

支出ですが、事業に要する経費65万円、事務局員賃金、旅費等の管理費120万円で合計185万円を計上しました。

その他の資金収入ですが寄付金50万円を見ました。その他の支出では予備費20万円を計上してあります。

したがって30万円を次年度繰越すこととなります。

その他の事業は初年度には計画しておりませんので0となります。

2年度ですが、正会員数600、賛助会員100としておきました。会費・入会費収入が320万円となります。事業収入ですが、講座参加費と調査研究受託で365万円、合計685を見込みました。

支出ですが、調査研究を行ないますので、当然、増えます。特に水産フェスタが再開されますので、この部分の支出が335万円、管理費が350万円、合計685万円と大きくなります。

その他の資金収入ですが、寄付金20万円と前年度繰越金30万円、その他事業繰入金100万円の合計150万円を見込んでいます。

2年目の「その他の事業」ですが、水質分析で200万円の収入を見込んでいます。この水質分析はAODで、特殊な技術ですので広報しながら需要を掘り起こしていきたいと考えています。この事業にともなう経費を110万円見ました。したがって90万円が差額としてのこります。

また、その他の資金収入としてAODの特殊な社会的機能、役割にたいして寄付を戴けないかということで寄付金20万円を見ました。支出としては予備費10万円を計上しましたので収支は100万円となります。これが特定非営利活動事業への繰出となります。

以上、事業計画案と予算案についてご説明いたしました。

議長：ありがとうございました。ただ今の説明に対し質疑をお願い致します。

原田：予算書の様式はこれでよいのですか。

浜田：これが申請用の様式となっています。

木村：この事業計画が基本であって、この通りにやらなくてはならないことなのか。当面は、これまでの経緯を踏まえて、この線で進めるとして、さらに発展させることは、問題ないと思うがどうでしょう。

浜田：勿論、そうだと思います。この計画だけは必ずやるということです。その他、理事会等で十分議論しながら計画を充実させる必要があります。

木村：予算についてですが、事務局の賃金、旅費等の他に、活動に要する費用についてはどうなっているのですか。たとえば活動に参加した場合の費用弁償については予算として計上されているのか。

議長：実費弁償をどのようにするかということですが、この点、浜田さんいかがですか。

浜田：予算書案は活動に参加した方の分も含んだ額です。この実費弁償の費用を正確に積み上げると予算額はかなりの額になりますが、収入との関係があり、予算書案の額とならざるを得ません。実費弁償については後半で、収入状況をみながら判断するしかないと考えています。

議長：よろしいですか。

木村：活動に参加した場合に、それを無償のボランティアとするのかどうなのか議論が必要だとおいいますが。

浜田：旅費・日当については実費を支払うこととしたと考えていますが、そのためには実費弁償規定等の運営規則の整備が必要となりますので、その整備が必要です。これについては、作業を進めなければなりません。

木村：水戸芸術館では日当 3000 円です。霞ヶ浦ふれあいランドでは日当がなく弁当だけです。やはり無償のボランティアでは人は集まらないのではないかと思います。

議長：木村からのご提案で予算案の作成がより難しくなりますが、混迷の予算案ですが、浜田さんどうでしょう。

浜田：当初は、無償とならざるを得ません。要するに実費弁償ができるような事業を組んで、しかも人が集まるような魅力ある活動を計画・実施する以外に方法はないと考えています。2年目に実費弁償規定をつくることとしてはどうでしょう。

原田：会費ですが、初年度を設立の日から 21 年 3 月までとしますと、初年度の期間は 1 年半です。ですから、会費を 2 回払ってもらい、あるいは 1.5 倍払ってもらい、収入を増やしてはどうでしょう。

議長：わたしたちはその案でよいかも知れませんが、一般の人が入会しようとする場合には抵抗があるでしょう。この点についてみなさん如何でしょう。

荒井：通常は、当初から実費弁償規定をつくってからスタートするのが、普通のやり方で、状況を見ながら規定に対応していくようです。規定を作っておいて支出を控える。最初参加して下さる方々は、それでも応援していただけるのではないのでしょうか。

原田：来年の 5 月に臨時総会を開いて、そこで正規の規定を決めるようにする方がいいと思います。それから事業実施体制ですが、たとえばいままでやってきた生き物アカデミー等については、次回からは新しい体制で取り組むということになります。それでよろしいですね。

議長：今の原田さんの提案よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは事業計画および予算案について原案のとおり承認いただけますか。

(拍手)

承認ありがとうございました。

議長：それでは第6議案、役員を選任に関する件について荒井さん説明をお願いします。

荒井：先程説明いたしました定款の第13条で理事3名以上15名以内、監事1名以上3名以内となっています。また、理事の内1名を理事長、3名以内を副理事長とするとありますので、これに該当する役員を選任しなくてはなりません。準備段階から係っていただいた方は7名全員参加されていますが、基本的に全員理事ということでお願いします。それから今日参加されている尾崎遼平さん、菊地章雄さんにも理事をお願いします。

本日、出席されていない方の中でも、事前にお話をして理事になっていただくことを打診してありますので、理事候補ということでホワイト・ボードに書いてあります。

ロータリー関連で高野整一郎さん、塚越松江さん、ロータリー会長若しくは幹事、その他岩波嶺雄さん、鈴木健二さんです。

議長：このように事理候補が決まりました。

監事についてはいかがが致しますか。

浜田：宮内さんが適任で、中心になってやっていただければ。それから岩波嶺雄さんがよろしいかと思います。

議長：今の案は如何でしょうか。

(拍手多数)

議長：それでは、そのように決定いたしました。

次は第7議案の設立代表者選任に関する件ですが、その前に暫時休憩いたします。

(約30分休憩)

議長：再開します。第7議案、設立代表者選任に関する件について荒井さん説明をお願いします。

荒井：定款第14条で理事長および副理事長は理事の互選とするとありますので、休憩時間中の理事会を開き協議しました。その結果、理事長荒井一美、副理事長木村陽一、野口淳夫、原田泰の方々を選任いたしました。

議長：ただいまの報告のとおりですので、そのように決定いたしました。

続いて第8号議案役員の職務および報酬に関する件ですが、これについて説明願います。

荒井：役員の職務について先に説明いたしましたように定款第15条の通りです。

理事長は、この法人を代表し、その業務を統括します。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合、あるいは欠けた場合には、その職務を代行するということです。

理事は、理事会を構成し、この定款の定めや理事会の決定に基づき業務を執行しなければ

なりません。監事は理事の業務執行状況の監査、この法人の財産状況監査で、それらに不正や定款に反する重大な行為があった場合に総会または所轄庁に報告することとなっております。

報酬については、定款第 19 条のとおりです。役員は総数の 1/3 以下の範囲内で報酬を受けられることができますが、当面理事長は無報酬とします。費用弁償については、先に議論したように規定の作成に取り掛かり、来春の総会までに整え決定します。

議長：以上説明がありました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように決定いたします。

続いて第 9 号議案事務局の組織および運営に関する件について審議をお願いします。

荒井：運営については、従来の縦割りの組織でなくて有機的で立体的な運営を行ないます。

組織としては管理運営・企画等の総務、調査研究、環境教育の 3 グループを柱とします。

この 3 グループの責任者として木村さん（総務）、野口さん（調査研究）、原田泰さん（環境教育）になっていただけないでしょうか。また、事務局長を浜田さんをお願いして、IT の方で原田さんに補佐していただきたいと思いますが、如何でしょうか。

議長：ただ今、荒井理事長から提案がありました。よろしいでしょうか。指名のあった方々、よろしいでしょうか。

(拍手多数)

それでは、そのように決定いたします。

第 10 議案は、「その他」となっておりますが、なにかございませんか。

ないようなので以上で審議を終了致します。ご協力ありがとうございました。

## 6 閉会の辞

司会：瀬川さんありがとうございました。これでいよいよ NPO 法人霞ヶ浦アカデミーの活動が本格的に始まるわけですが、ぜひ、目的にそって活動を進めて生きたいのでよろしくお願い致します。以上を持ちまして設立総会を閉会いたします。

以上、この議事録が正確であることを証すため、議長及び議事録署名人は、次に署名押印する。

平成 19 年 11 月 1 日

議長 \_\_\_\_\_.

議事録署名人 \_\_\_\_\_.

議事録署名人 \_\_\_\_\_.



